

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	狂犬病予防注射済交付（再交付）票の印字等業務の委託について
--------	-------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：健康部衛生課）

事業の概要

事業名	狂犬病予防注射等													
担当課	衛生課													
目的	狂犬病予防注射済交付（再交付）票（以下「注射済交付票」という。）及び案内文の通知作業について、印字及び封入封緘業務を委託化することにより、個人情報保護の安全性を図りつつ、作業時間を短縮し、効率化を高めていく。													
対象者	<p>1 注射済交付票及び狂犬病予防注射の案内文の送付（一斉送付） 新宿区内の畜犬登録をしている飼い主</p> <p>2 注射済交付票及び狂犬病予防注射の督促案内文の送付（督促送付） 当該年度において、注射済の届出をしていない飼い主（獣医師から当該注射に係る猶予の診断を受けた犬に係る飼い主を除く。）</p>													
事業内容	<p>1 概要 狂犬病予防法では、狂犬病予防注射の接種は飼い主の義務とされており、狂犬病予防法施行規則において、飼い主は原則として4月1日から6月30日までの間に1回受けさせなければならないと規定されている。そのため、注射済交付票及び案内文について、飼い主あてに毎年4月に一斉送付を行っている。また、毎年9月末には注射済みの届出をしていない飼い主に督促送付を行っている。</p> <p>(1) 一斉送付 現行、注射済交付票の帳票、案内文及び窓あき封筒の印刷は、委託先に行わせ、注射済交付票への氏名等の印字及び封入封緘作業は、区職員が行っている。 しかし、注射済交付票の印字は、所管課にある印刷機で行うため、印字に擦れが生じることがある。また、料金後納郵便で送付しているため、事務処理が煩雑となっている。さらに、注射済交付票の枚数が約1万枚と大量であり、印字作業に多くの時間を費やしている。 このため、印字及び封入封緘作業を専門業者に委託することにより、個人情報保護の安全性を図りつつ、作業時間を短縮し、効率化を図る。</p> <p>(2) 督促送付 上記1の一斉送付の後、4月1日から6月30日までに注射済みの届出をしていない飼い主に対し、毎年9月末までに注射済交付票及び狂犬病予防注射の督促案内文を送付している。 現状では、6月までに予防注射は済ませていながら、7月以降に注射済交付票申請をする飼い主もいる。 そのため、改めて9月に「注射済交付票に係る対象犬」を抽出し、一斉送付と同じ手順で督促送付を行っている。 督促送付においても、一斉送付と同様、印字の擦れや事務処理の煩雑さなどの問題があり、事務の効率化を図るため、印字及び封入封緘作業を専門業者に委託する。</p> <p>※個人情報の流れについては、資料5 3—1及び資料5 3—2参照</p> <p>(概要図)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="2">業務</th> <th>現行</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一斉送付</td> <td>① 印字</td> <td rowspan="2">区職員</td> <td rowspan="4">委託（単一業者）</td> </tr> <tr> <td>② 封入封緘</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">督促送付</td> <td>① 印字</td> <td rowspan="2">区職員</td> </tr> <tr> <td>② 封入封緘</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 対象者数（令和2年度見込み） (1) 一斉送付 4月初旬 約10,000件 (2) 督促送付 9月下旬 約4,000件</p>	業務		現行	変更後	一斉送付	① 印字	区職員	委託（単一業者）	② 封入封緘	督促送付	① 印字	区職員	② 封入封緘
業務		現行	変更後											
一斉送付	① 印字	区職員	委託（単一業者）											
	② 封入封緘													
督促送付	① 印字	区職員												
	② 封入封緘													

別紙(業務委託)

◇電子計算機による個人情報の処理委託、重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)…報告事項

件名 狂犬病予防注射済票交付(再交付)票の印字等業務の委託について

保有課(担当課)	衛生課
登録業務の名称	狂犬病予防注射等
委託先	未定(随意契約)(プライバシーマーク又はI SMS(情報セキュリティマネジメント)取得事業者)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【注射済票の送付対象者に係る情報項目】 飼い主住所、飼い主氏名
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(CD-R及び委託先のパソコン)
委託理由	本件に係る印字及び封入封緘作業を専門業者に委託することにより、個人情報保護の安全性を図りつつ、作業時間を短縮し、効率化を図る。
委託の内容	本件「一斉送付」及び「督促送付」に係る「印字」及び「封入封緘」
委託の開始時期及び期限	令和2年7月1日から令和3年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区と委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 契約履行の間、特記事項(別紙)15に基づき区職員が複数で立入り調査を実施するとともに、特記事項(別紙)14に基づき速やかに状況報告をするよう指導する。 3 暗号化された個人情報データ(電磁的媒体(CD-R))とパスワード通知書はそれぞれ別の鍵付キャビネットに保管する。 4 暗号化された個人情報データ(電磁的媒体(CD-R))とパスワード通知書の受渡しは、区職員がそれぞれ別の日に手渡し又は郵送により行う。 5 区の職員が、全体の業務フローを作成し、委託先と共有する。 6 次に掲げる時には、区の職員が、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認書に記録し、履歴を追跡できるようにする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 区の職員が暗号化された個人情報データ(電磁的媒体(CD-R))とパスワード通知書を委託先に提供する時 (2) 委託先が封入封緘された通知書等を区の職員に納品する時 (3) 委託先がデータ媒体、パスワード通知書を区の職員に返却する時 7 委託先には、データ上の処理件数と同数の帳票、案内文及び窓あき封筒を渡し、1頭につき1帳票・1案内文を封入することで、重複封入の危険を避ける。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ID及びパスワード等により、システムを操作できる職員を限定するとともに、電磁的媒体(電磁的媒体(CD-R))に個人情報を記録できるコンピュータを限定するなど、個人情報を厳格に取り扱う。

受託事業者に行わせる情報保護対策	<p>2 印刷用の個人情報データは共通鍵暗号方式等により暗号化する。</p> <p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約履行の間、特記事項（別紙）15に基づく区職員が複数で立入り調査の実施後には、特記事項（別紙）14に基づき速やかに状況報告をさせる。 2 区が作成し、共有した業務フローに基づき、業務を行わせる。 3 取扱責任者及び取扱者の名簿を提出させる。 4 区から提供された電磁的媒体（電磁的媒体（CD-R））及び個人情報が記載された紙媒体は施錠できる金庫又はキャビネット等に保管させる。 5 建物、マシン室、データ媒体保管庫への入退室ができる者を特定させ、記録を適正に管理させる。 6 区への報告等で個人情報を含むデータを作成する必要がある場合は、暗号化を行い、個人情報データ（電磁的媒体（電磁的媒体（CD-R））とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、手渡しで行わせる。 7 事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させるとともに、緊急時の連絡体制や対応手順を区に報告させる。 8 委託先の従事者に対して、個人情報保護に関するセキュリティ研修を行わせ、個人情報保護の取扱いを適正に行わせる。 9 事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区の責任者に報告させ、今後の対応を協議させる。 10 業務履行後、紙は廃棄させ、電子データは消去させる。データ媒体、パスワード通知書は返却させ、区に紙の廃棄と電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。 11 次に掲げる時には、区の職員が記録した確認書の内容（日時、取扱者、情報の内容、数量）を確認させ、履歴を追跡できるようにさせる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 区の職員が暗号化された個人情報データ（電磁的媒体（CD-R））とパスワード通知書を委託先に提供する時 (2) 委託先が封入封緘された通知書等を区の職員に納品する時 (3) 委託先がデータ媒体、パスワード通知書を区の職員に返却する時 12 個人情報を紙媒体に出力した際は、印刷した紙媒体を放置させず、即、次の工程の作業を始めさせる。 13 印刷ログ（印刷元コンピュータ名、印刷日時、印刷ファイル名、印刷先プリンタ名、印刷枚数）の記録及び管理を徹底させ、区に提出させる。2枚以上印刷した場合は、その理由を報告させる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託先の作業コンピュータは、ウイルス感染等が無いよう、最新のセキュリティ更新プログラムやパターンファイルを適用させる。 2 業務を行う情報システムを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等により作業コンピュータの利用認証を行わせる。 3 委託先の作業コンピュータに個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。 4 ログ監視ソフト等により、本業務の各対象パソコンのログを収集させ、管理させることにより、情報漏洩等の事故防止対策を徹底させる。
------------------	---

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。